

令和7年度 大田区 定期利用保育室の指導検査

運営管理編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

令和7年度の重点項目

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

イ 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- (ア) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- (イ) 避難訓練、救命救急訓練、緊急通報訓練等の安全対策を実施しているか。
- (ウ) 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

ウ 利用者の人権の擁護、虐待の防止

- (ア) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- (イ) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

運 営 管 理 編

- 1 令和7年度からの変更・追加点について
- 2 保育に従事する者の数及び資格
- 3 保育室等の構造設備及び面積
- 4 非常災害に対する措置
- 5 健康管理・安全確保
- 6 利用者への情報提供
- 7 備える帳簿

1-1 令和7年度からの変更・追加点について①

育児・介護休業法 改正ポイント（令和6年法律第42号）

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

令和7年4月1日施行

①子の看護休暇の見直し（子の看護等休暇へ）
対象児童：小学校3年生まで
取得事由：学級閉鎖・卒園式等
でも使用可能に
対象労働者の要件緩和

②残業免除の対象拡大 小学校就学前の子を養育する者

③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

④介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

⑤介護離職防止のための雇用環境整備

⑥介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

令和7年10月1日施行

⑦柔軟な働き方を実現するための措置等

⑧仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

★POINT★

- ・①②③④⑦は就業規則等の見直し対象。
- ・制度設計は人事担当が行う場合でも、施設長は職員が育児・介護の状況を把握し、適切な制度を案内出来るようにしてください。

[根拠法令等]

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第16条の2、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第21条第4項、第22条、第24条他

1-1 令和7年度からの変更・追加点について②

児童福祉法改正ポイント（令和7年法律第29号）

保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通告に関する規定の整備等

令和7年10月1日施行

○ 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、下記の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県による虐待の状況等の公表

○ もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

★POINT★

①こども家庭庁の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月）を参考に虐待等の防止に取り組むこと。

②各自治体が、不適切保育の相談窓口を順次設置している。本年10月からは、保育所等の職員による虐待を発見した者が自治体に通報する義務が法制化されるため、職員に周知すること。

[根拠法令等]

「児童福祉法」第33条の10、第33条の12他

2-1 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

例えば…

0歳児が6名、1、2歳児が9名いる保育施設の場合、必要な保育従事者数は4人となる。

年齢	人数	配置基準	計算	合計
0歳児	6人	÷3	2.0	3.5
1、2歳児	9人	÷6	1.5	
※四捨五入				4人
必要な保育従事者数				

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

[根拠法令等]
「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号イ
「認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1 指導監督基準」1(1)

2-2 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

職員配置基準

◆原則として、施設の開所時間について常時2人以上

※ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第2号イ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」1(2)

2-3 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》 (1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

◆下記のいずれの場合においても、保育従事者の必要数の3分の1以上が有資格者であるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数
※有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士又は看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者をいう。
ただし、有資格者の取扱において、准看護師は、有資格者としてみなしていない。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号イ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 1(1)

2-4 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》
(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

◆1人以上の有資格者がいるか。

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士、看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者又は家庭的保育研修修了者をいう。

※准看護師は、有資格者としてみなしていない。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第2号イ(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 1(2)

3-1 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

◆下記のいずれの場合においても乳幼児1人あたり1.65㎡以上確保されているか。

- a 月極契約入所児童数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

《乳児と幼児の保育場所の区画》

◆乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所は別の部屋が望ましいが、部屋を別にできない場合は保育を行う場所を区画し、安全性が確保されているか。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ロ(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 2(1)

3-2 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

◆乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9㎡以上）が確保されているか。

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第2号ロ(1)、(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」2(2)

4-1 非常災害に対する措置

共通事項

《非常口の設置》

◆火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。

★POINT★

以下の点に注意してください。

- ・ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要
(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。)
- ・ 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保することが必要
- ・ 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備機能を妨げないようにすること

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ハ(1)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 3(3)

4-2 非常災害に対する措置

共通事項

《非常災害に対する具体的な計画（消防計画）の策定》

【全施設】

◆非常災害に対する措置として、

具体的な計画＝消防計画が作成されているか。

※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、消防計画の作成及び届出の義務がある。

※届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ハ(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」3(2)

「消防法」第8条、「消防法施行令」第3条の2、「消防法施行規則」第3条

4-3 非常災害に対する措置

共通事項

《避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施》

◆訓練が毎月定期的に実施されているか。

※消火活動及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。

※実施した場合には必ず記録に残すことが必要

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ハ(3)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 3(2)

「消防法施行令」第3条の2第2項

4-4 非常災害に対する措置

防災訓練等の違反事例

- ・4月は新入園児が多く、児童の避難行動を伴わない避難訓練を行った。
- ・園外保育中の訓練で、避難訓練のみ行い、消火訓練を失念した。
- ・園舎内火災を想定した訓練を実施したが、全園児が園外活動中のため職員のみで訓練を実施した。
- ・火元の設定などを行わず、消火器の使い方の確認のみ行った。
- ・不審者対策の避難訓練を実施したが、災害対策の避難訓練ではなかった。
- ・消火訓練を調理職員しか実施していない。

5-1 健康管理・安全確保

共通事項

《職員の健康診断》

◆職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施されているか。

《医薬品等の整備》

◆必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。

最低限必要なもの：

① 体温計 ② 水まくら ③ 消毒液 ④ 絆創膏類 等

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(4)、(5)、(6)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」7(4)、(5)

5-2 健康管理・安全確保

共通事項

《安全確保》

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

例：施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置が無い。

◆不審者の施設への立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全確保する体制を整備しているか。

例：囲障はあるが、施錠等が不十分

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に行っているか。

★POINT★

- ・救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいるか。
- ・関係機関への緊急通報訓練が1年に1回実施されているか。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(14)、(15)、(18)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」7(8)

5-3 健康管理・安全確保

安全計画の策定

※全園共通

観 点	基本的な考え方
安全計画が策定されているか。	施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。
- 職員に対し、安全計画について周知されていない。 - 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われていない。	職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われているか。
保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。

[根拠法令等] 「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 7(8)

6-1 利用者への情報提供

《施設及びサービスに関する内容の掲示》

共通事項

◆以下の事項が見やすい場所に掲示するとともに

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載されているか。

☐ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

☐ 建物、その他の設備の規模及び構造 ※（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設のみ）

☐ 施設の名称及び所在地 ☐ 事業を開始した年月日 ☐ 開所している時間

☐ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由

☐ 入所定員 ☐ 保育士その他の職員の配置数又はその予定

☐ 職員に対する研修の受講状況

※1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の場合は、ここdeサーチに掲載する箇所がないため、掲示のみ行う（東京都独自の規定のため）。

※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」を掲示およびここdeサーチに掲載する。

☐ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

☐ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 非常災害対策

☐ 虐待の防止のための措置に関する事項

☐ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(23)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 8(1)

6-2 利用者への情報提供

共通事項

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付》

◆以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(24)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」8(3)

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第55条

7 備える帳簿

共通事項

◆以下の必要な帳票等が備えられているか。

指導監督基準項目	帳票等の名称
3（2）	消防計画、避難消火訓練記録、防火管理者の選任・届出の控え（収容人数30人以上の施設）
7（4）	職員健康診断記録
7（8）	安全計画、救命講習の修了証等（過去3年以内に受講したもの）、関係機関への緊急通報訓練（119番通報等の訓練）の記録
8（1）	施設・サービス内容の掲示
9（1）	履歴書、資格証明書（保育士証等）、労働者名簿（採用年月日がわかるもの）、雇用契約書（就業規則）、勤務表（ローテーション表）、出勤簿（タイムカード）（勤務実績がわかるもの）、賃金台帳
9（3）	施設平面図

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(26)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」9

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第61条第1項

定期利用保育室の概要

定期利用保育室は、認可外保育施設であり、かつ、大田区の定期利用保育室運営費等補助金交付要綱や一時保育事業実施要綱等が適用されます。

本指導基準は、認可外保育施設指導検査基準と、大田区の各要綱の定めを合わせた基準です。大田区の要綱による基準は、項目番号に（区）と記載しています。

認可外保育施設の検査基準と区の要綱による基準に差がある項目については、より厳格な基準が適用されます。特に網掛けの項目については、区の要綱により厳格な基準が別に定められている項目を示しています。

[大田区定期利用保育室指導検査基準 表紙 抜粋]

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 利用者への情報提供
- 5 その他

1-1 【区】保育に従事する者の数及び資格

●職員の適正配置

1 保育従事職員

(1) 開所時間中は、現に登園している児童数に対し以下の算定式により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。ただし、当該保育従事職員の数とは2人を下回ることはできないものとし、常勤の保育士を1人以上配置すること。なお、保育従事職員の6割以上は常勤の保育士とする。（保育従事職員が2人の場合は常勤の保育士1人以上を配置する。）こと。

(2) 事業者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(3) 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とする。

<算定式>

{1・2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}+{乳児数×1/3（同）}=保育従事職員数（小数点以下四捨五入）

1-1 【区】 保育に従事する者の数及び資格

〔確認事項〕

- 開所時間中は、現に登園している児童数に対し、配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置しているか。
 - ただし、当該保育従事職員の数は2人を下回っていないか。そのうち、常勤の保育士を1人以上配置しているか。
 - 保育従事職員の6割以上は常勤の保育士であるか。保育従事職員が2人の場合は常勤の保育士1人以上を配置しているか。
 - 保健師、助産師、及び看護師については、保育士に準じて専門性を有しているか。
- ※なお、都に準じ准看護師は含まない。

〔根拠規定〕

実施要綱第19条 別記1 保育従事職員

1-2 【区】 保育に従事する者の数及び資格

2 施設長について

次の要件を全て満たす施設長を置くこと。

- (1) 実施要綱第19条第1項第2号イ（ア）の規定を準用する。
- (2) 原則として、専任の常勤職員であること。ただし、保育従事職員等との兼任を可とする。

〔確認事項〕

- ☐施設長を配置しているか。
- ☐施設長の要件を満たしているか。

〔根拠規定〕

実施要綱第19条 別記2 施設長

3 調理員及び嘱託医

調理員及び嘱託医を置くこと。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合は、調理員を置かないことができる。

〔確認事項〕

- ☐調理員及び嘱託医を置いているか。

〔根拠規定〕

実施要綱19条 別記3 調理員及び嘱託医

1-3 【区】 保育に従事する者の数及び資格

4 常勤保育士の考え方

次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。

- ア 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。イ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が一時保育事業を実施する事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。
- ウ 勤務時間が事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している者又は当該者以外の勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上である者であって、常態的に勤務していること。
- エ 一時保育事業を実施する事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

〔確認事項〕

- ☐ 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいるか(派遣職員は該当しない)。
 - ☐ 期間の定めのある者は、ない者と同様の就業規則が適用され1年以上の期間の労働契約となっているか。
 - ☐ 常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上）に達している者又は勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上である者で、常態的に勤務しているか。
 - ☐ 社会保険の被保険者であるか。
- ※原則として複数の施設において勤務している職員や派遣職員は常勤としては認められない。

〔根拠規定〕

実施要綱第2条第1項（11）

2 【区】 保育室等の構造設備及び面積

●保育室の面積

保育室の面積は、次に定める基準を満たすこと。

- A 2歳未満の乳幼児1人につき2.5平方メートル以上であること。
- B 2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

[確認事項]

☐ 保育室の面積は不足していないか。

[根拠規定]

実施要綱第18条で準用する第9条

●2歳未満の乳幼児と2歳以上の幼児の区画

2歳未満の乳幼児の保育を行う場所は、原則として2歳以上の幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ、安全性が確保されていること。

[確認事項]

- ☐ 区画や安全性の確保がなされているか。
- ☐ 区画や安全性の確保が不十分でないか。

[根拠規定]

実施要綱第17条で準用する第8条第1項第2号

3 【区】 非常災害に対する措置

- 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施
避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。

[確認事項]

- ☐避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。
- ☐訓練内容は適切か。
- ☐訓練記録は、実施内容が分かるように整備されているか。

[根拠規定]

- ・実施要綱第32条第2項
- ・指導監督基準3（2）

- 災害対策の状況

（1）備蓄関係

非常災害に備えた食糧等を備蓄していること。

（3日分の防災備蓄、水の確保）

[確認事項]

- ☐非常災害に備えた食糧等を備蓄しているか。
- ☐非常災害に備えた食糧等の備蓄が不十分でないか。

[根拠規定]

- ・実施要綱第32条第3項
- ・交付要綱第7条、別表 5震災対策費

（2）消防用設備の点検等

消防法第17条の3の3の消防用設備等の点検及び報告をしていること。

消防法施行令第3条の2第4項の消防用設備等の自主点検をしていること。

[確認事項]

- ☐消防用設備等の点検及び報告をしているか。
- ☐消防用設備等の自主点検をしているか。

[根拠規定]

- ・消防法第17条の3の3
- ・消防法施行令第3条の2第4項

4-1 【区】 利用者への情報提供

●利用契約等

事業実施者は、次の各号に掲げる事項を含む契約を利用者と直接締結するものとする。

- (1) 利用児童の氏名及び生年月日
- (2) 利用者の氏名及び住所
- (3) 保育を必要とする理由、保護者の就労先、保育時間及び保育期間
- (4) 定期利用保育の利用料の金額、支払の方法等
- (5) 途中解約時の利用料の取り扱い

※必ずしも契約書本体に（１）～（５）について明記していなくても、契約書の別紙など契約書と同時にやり取りをする書面などで確認ができていれば、内容に含むものと取り扱う。

[確認事項]

☐書面により直接締結されているか。

☐上記、（１）～（５）の事項につき、内容が不十分でないか。

[根拠規定]

実施要綱第22条

4-2 【区】 利用者への情報提供

●苦情対応窓口の設置

保育所は、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

※「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日 障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号 厚生労働省局長連名通知）を参考にして、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。

[確認事項]

☐ 苦情対応窓口を設置しているか。

[根拠規定]

保育所保育指針第1章1（5）ウ

※参考資料：児発第575号通知

5-1 その他

●秘密保持等

事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。

- ① 利用目的をできる限り特定すること。
- ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知または公表すること。
- ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。
- ④ 個人情報漏えいの防止及び漏洩時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。
- ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。
- ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。

[確認事項]

☐ 個人情報保護に関して法律などに基づいて適切な措置を講じているか。

[根拠規定]

個人情報保護法第17条、第21条～第23条、第27条、第33条

5-2 【区】 その他

●運営方針 内容変更について

事業内容や認定設備に変更等がある場合、適切に届出をしているか。事業内容に変更等がある場合に実施要綱第30条の規定により届出をしていること。

第30条第1項：一時保育事業を実施しようとする者又は実施事業を変更し、若しくは廃止しようとする事業者は、区長が別に定める期日までに大田区一時保育事業（実施・変更・廃止）申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、定期利用保育室を廃止しようとする事業者は、廃止しようとする日以前、相当期間の余裕をもって区長に協議するとともに、利用者に十分説明し理解を得ること。

〔確認事項〕

- ☐ 事業内容に変更等がある場合、適切に届出をしているか。
- ☐ 認定設備と現状が一致していない個所はないか。

〔根拠規定〕

実施要綱第30条

5-3 【区】 その他

●児童の入所状況

実施要綱第7条（一時預かり事業の定員）

一時預かり事業の定員は、第9条（面積基準 ※スライド2参照）を満たす範囲で、区と協議のうえ事業実施者が設定できるものとする。

〔確認事項〕

□入所児童が適正数であるか。

〔根拠規定〕

実施要綱第17条で準用する第7条、第18条で準用する第9条

5-4 【区】 その他

●児童の入所状況

実施要綱第3条（対象児童）

第1項：一時保育事業の対象児童は、区内に住所を有する乳幼児のうち、健康で集団保育が可能な者とする。

第2項：心身に障害若しくは疫病がある又は保育に特別な配慮を要すると事業実施者が認めた児童は、この要綱の対象児童としないことができる。

第3項：対象児童の年齢計算は、事業を利用する年度の4月1日を基準日とする。

第4項：前3項のほか、各事業の対象児童の要件については、各章に定めるとおりとする。

実施要綱第15条（定期利用保育事業の対象児童）

第1項：定期利用保育事業における対象児童は、保護者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する、一定程度継続的に保育が必要な1歳児及び2歳児（定期利用保育室においては零歳児を含む。）のうち、他の保育事業を利用していない者とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（1）パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務していること。

（2）仕事を探していること。

（3）親族の看護又は介護に当たっていること。

（4）大学又は専門学校に在学していること。

第2項：前項の規定にかかわらず、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、対象児童としない。

〔確認事項〕

☐ 定期利用保育の入所要件を満たしているか。

5-5 【区】 その他

●利用料の適切な設定 実施要綱第23条（定期利用保育事業の利用料）

第1項：事業実施者が必要とする場合には、あらかじめ利用料を設定することができる。

第2項：前項に定める利用料は、日額の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円を上限とする。ただし、1日8時間又は1月160時間を超える利用の場合は、1時間あたり275円を上限に、別途延長のための利用料を徴収することができる。

[確認事項]

☐ 保護者が負担する利用料は、1日8時間当たり2,200円、月160時間当たり44,000円を上限としているか。

☐ 基準を満たす旨の証明書交付施設について、消費税は非課税となっているか。

☐ 利用料の上限額は、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円を上限としているか。

☐ 1日8時間又は1日160時間を超える利用の場合の延長のための利用料は、1時間あたり275円を上限にしているか。

5-6 【区】その他

●利用料の適切な設定 実施要綱第23条（定期利用保育事業の利用料）

第3項：第1項に定める利用料には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含み、補食代は含まないものとする。なお、実費徴収に当たっては「私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（令和元年9月18日31こ保発第12458号）」等の規定に準じることとし、事務手数料、入会金、登録料等、保育の実施に直接関わらない費用を徴収することはできないこととする。

第4項：利用者が契約の解除を申し出た日が、事業実施者が定める申し出の期日を超過した場合であっても、事業実施者は、当該解除月の翌月以降に係る利用料補填のための費用を徴収することはできない。

[確認事項]

☐ 利用料には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含んでいるか。

☐ 事務手数料や入会金、登録料など、保育の実施に直接に関わらない費用の徴収をしていないか。

☐ 実費徴収の規定については、認可保育所の規定に準じているか。

※利用料に含まない（別途）徴収可能なものは、1日8時間以上の長時間保育を実施する場合の延長保育料、2食目以降の給食代、おやつ代等、おむつ代等の実費